

実務者研修学則(変更後)

(名称)

第1条

研修の名称は、コスモス介護福祉士実務者研修通信課程とし、有限会社コスモス(以下「当法人という」)が実施する。

(目的)

第2条

当法人が実施する、実務者研修は、介護福祉士実務者研修の養成機関として実務経験のみでは修得できない知識・技術の修得を目的とする。

(位置)

第3条

研修場所は、群馬県高崎市八千代町2-3-7

(教職員の組織)

第4条

主任教員1名と専任教員7名で組織する。

(修業年限)

第5条

修業年限は6ヶ月とする。

6ヶ月で全科目を受講できなかった場合には、最長1年間を限度として在籍期間を延長することができる。

(定員及び学級数)

第6条

- (1) 1学級の定員は20名以下とする。
- (2) 学級数は2学級とする。

(養成課程)

第7条

実務者研修(通信課程)とする。

(カリキュラムと履修方法)

第8条

研修のカリキュラム及びその履修方法、履修認定科目は学則別表のとおりとする。

(休業日)

第9条

次にあげる日には、授業は行なわない。

- (1) 土日曜日。
- (2) 12月30日から1月3日。
- (3) 天災その他やむを得ない事情により、授業を行うことができないと、当法人が認める日。

(入学時期)

第10条

入学の時期は、学級の開講日とする。(11月・4月)

(入学資格)

第11条

入学資格は、次のとおりとする。

(1) 50時間コース

介護職員基礎研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(2) 95時間コース

訪問介護員養成研修1級課程を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に提出していること。

(3)320時間コース

訪問介護員養成研修2級課程または、初任者研修を修了し、その修了を証明できる書類を研修申し込み時に当法人に提出していること。

(4)450時間コース

介護職員基礎研修、訪問介護員養成研修1級課程、訪問介護員養成研修2級課程、初任者研修のいずれも修了していない者。または、修了していることを証明する書類を研修申し込み時に当法人に提出していない者。

(5)通信養成の実施地域は、全国とする。

(入学者の選考)

第12条

指定の申込用紙に必要事項を記載の上、期日までに申し込んだ者について書類選考で決定することとする。ただし、定員に達した時点で申込は終了する。

(入学手続き)

第13条

- (1)当法人は、書類選考の上入学の決定を行い、入学決定通知書を受講生あてに通知する。
- (2)入学決定通知書を受け取った、受講生は、第17条の受講料を納入する。
- (3)当法人は、受講料の納入を確認した者に教材を郵送する。
- (4)支払い方法は、一括納入のみとする。

(退学)

第14条

退学をしようとする受講生は、退学願を提出し、許可を得なければならない。

(休学)

第15条

受講生は、疾病その他やむを得ない理由により就学をすることができない場合は、休学願いを提出し、許可を得なければならない。この場合において、疾病によるときは、医師の診断書を提出しなければならない。

(復学)

第16条

休学していた学生は、休学の理由が消滅し、復学しようとするときは、復学願いを提出し、許可を得なければならない。

(科目の単位認定)

第17条

- (1)科目についてはA:90点以上、B:80点以上、C:70点以上、D:70点未満の4段階で評価する。
- (2)D評価は不合格とし課題再提出なる。C判定以上の判定が出ない場合は次の課題へは進めない。
- (3)介護課程Ⅲは、演習の80%以上に参加し実技の評価で合格すること、筆記試験で70点以上とること。
- (4)医療的ケアは、演習の全てに参加し、一定の基準に達すること。

(課程修了の認定)

第18条

テキスト及びeラーニングによる自宅学習(通信課程)と、スクーリングによる学習(面接授業)の修了条件を全すと、修了の認定となる。前項の修了を認定された者に修了書を交付する。

(受講料)

第19条

(1)50時間コース

受講料 25,000円(テキスト代、税別)

(2)95時間コース

受講料 66,600円(テキスト代、税別)

(3)320時間コース

受講料 88,800円(テキスト代、税別)

(4)400時間コース

受講料 100,000円(テキスト代、税別)

(5) 450時間コース

受講料 109,200円(テキスト代、税別)

(5)退学、休学した者にかかる既納の受講料については、テキスト代に掛かる代金を除いて還付する。

(欠席の取り扱い)

第20条

遅刻、早退は欠席扱いとする。ただし、やむを得ず欠席をした場合、在籍期間において、再履修を受けることができるものとする。

「やむを得ず」とは次の事由をいう。

- (1)病気・怪我など(証明できる書類の提出を求めます)
- (2)天災地変、台風
- (3)交通機関の事故・ストライキ
- (4)その他真にやむを得ない事情(別紙施行細則)

(使用教材)

第21条

実務者研修テキスト全8巻セット(日本医療企画版)

- 1巻:人間の尊厳と自立・社会の理解
- 2巻:介護の基本的理解とリスクマネジメント
- 3巻:介護におけるコミュニケーション技術
- 4巻:生活支援の技術と環境整備
- 5巻:介護課程の基礎知識と応用～事例展開と評価～
- 6巻:老年期の疾病と認知症・障害の理解
- 7巻:介護に関するこころとからだ
- 8巻:医療的ケアの理論と実践

eラーニングシステム「e-JMP Garden」(日本医療企画)

その他研修において必要な物品、機材

(免除科目)

第22条

社援基発1104第1号、『実務者研修における「他研修等の修了認定」の留意点について』に基づき、免除科目は、別表2のとおりとする。

(表彰)

第23条

当法人は、学業成績が優秀である者または、ほかの受講生の模範となる者を表彰することができる。表彰は表彰状を授与する。

(懲戒)

第24条

懲戒は次の各号のいずれかに該当した場合は、戒告、退学の措置をとることができる。

- (1)素行不良で改悛の見込みがないと認められるとき。
- (2)秩序を乱し、受講生としてふさわしくない行為のあった場合。
- (3)学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められるとき。
- (4)その他この学則または、これに基づく規定に違反した場合。

(その他の事項)

第25条

この学則に定めるものの他、必要な事項は代表者が別に定める。

(附則)

第1条

この学則は平成30年11月1日から施行する。

この学則は令和元年6月1日から施行する。